

五層七重の大天守閣には、地階から五階まで豊臣秀吉を中心は、織田信長、徳川家康に関する所謂安土桃山時代の文物と、明治天皇、昭憲皇太后ゆかりの品々が数多く展示されてゐる。こんなに多數の品が失われずによく残されたものだと、且つ驚き且つ喜んだものであるが、吉野に到つて更に此の感を深くした。

吉野は花が散つて、葉桜にはまだ早い風情はない時で立たが、歌書よりも軍書に悲し吉野山への探訪を目ざす私にはそれは問題でない。藏王堂、吉水神社、如意輪寺等の宝物館には、南朝五十余年の歴史と諸々数々の遺品が陳列されている。更にさかゞぼつて源義経お愛妾静の遺跡遺品に接したのも嬉しいことであつた。

ところで、伏見桃山城及び吉野に共通して私の関心をそそつたことは、個人所有の品が沢山出品展示されていることである。詳細な所有者の紹介及び由来書が添えてあるので、読む程に温かい息吹に接する様である。伏見桃山城には京阪神の人、吉野には京阪神とはじめ吉野近郊の人イ出品が多い。

八幡市当局も個人所有者も先進地の例にならつて、出展展示に賛成つてはどうであろうか。敢て一言を呈して關係者の考慮を求めるものである。  
以上

### 研究

## 疫神齋

佐治地方の祭祀（八九）

五十川千代見

南海郡弥生町大字良字祇園に鎮座する八坂神社の祭礼、旧暦正月二十九日（大安日に当る）に、毎年今まで神社の境内で「疫神祭」へえきしんすいといふが執行される。それを紹介して見よう。

## 疫神塚作り

立春ノ日へ以前は旧暦で祭日の二十日後と前の大安日（一月）に依る。八坂神社の神殿左側の一段高いところ、十五坪ほどへ玉垣之内に三四人で作る

## 疫神塚作りに必要なものは

◇屁久米籠へ萬出之籠普通シメ籠と呼んでいふ

長さ二十四尺ハ本

長さ六十尺一本

長さ九尺三本

◇竹（佐伯地方で男竹といわれている）

長さ八尺径一寸二分程度十二本

（旧暦閏年には十三本、即ち月暮数）

佐伯市で待望の文化会館が建設に向つて歩き進めていることは同慶の次第である。そしてその一部に文化財の展示場が設けられる由で、これも嬉しいことである。此

は頭下のみがあつた。

長さ 八尺 隆一寸二寸程度 四本

(ハニカム上部に葉をついたもの)

本の方には大房の垂四手へ紙金四重へ三か所に下がり、他は小さく八咫玉と並んで、尾久米綿を張りめぐらす。

◇ 和紙 八十枚  
◇ 葦(ハニカム) 薦で編んだもの

長さ 十尺 幅 三尺 二枚  
長さ 三尺 幅 三尺 一枚

(ハニカム片方の耳から裏表の模様を出す)

◇ 御山拂

主木 十二本 (ハ一年十二か月を意味する)  
小枝 三百六十本 (ハ一年三百六十五日)

作方

竹十二本を径三尺程度に丸く立て廻して、それに蘆と二枝二段に巻き付け、縄で結びつけ。その上部に竹を

横に二本一組でそな

間には拂の小枝三百

六十本を採りこ

んで丸く結びつけ

る。その上に拂先

ついた蘆を巻き

最上部に拂十二本

と御幣三本を立て

る。

上部の拂は扇久

未經二十四尺八本

を、三尺ほどを一

本の間に結び、

それと横に八本へ

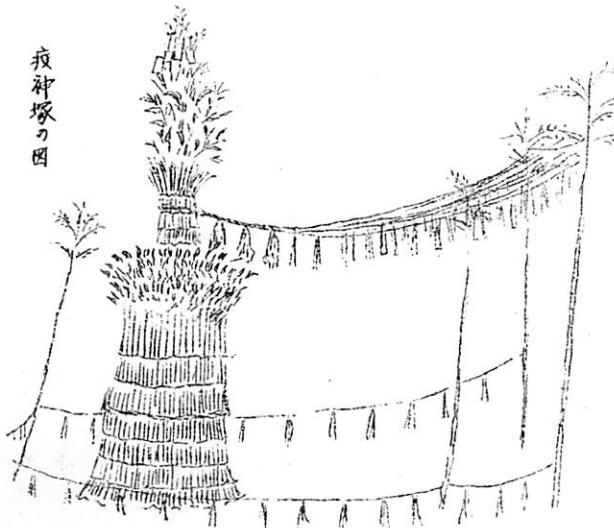
健さ社殿の板壁に

それぞれ二尺ほど

の間隔に結ぶ。塚

橋迫社家に所蔵し、文明二庚午正月二十九日の疫神祭

御札の記録によれば、三、七、七、三枚、佐因瀬内全城下配られていたようである。現在でも蒲江町の丸市屋へ百三十枚(ハニカム)や尾浦(ハ四十三枚)など、毎年其の代表がこのお



疫神塚の図

祭りに参拜して御札を受けている。

御札は和紙で、施子へくちましの墨窠で紅葉色に染めたり、「祇園社疫神齋」と書かれていたが、明治の初年頃より「八坂神社疫神祭」となり、施子深日していなさい。尚疫神祭の由来については、橋追社家に次のような記録がある。

### 疫神齋の由来

往昔須佐之男命備後國神幸行の時、蘇民將來、臣且將來と言う人ありき。命宿を借り給ふ下臣且將來は家富にして百家あれども客にして之と振る。蘇民將來は家貧されども其れに反して仁心あり、命を迎えて宿を貸し給ひて饗し奉る。命詔曰く「我為之報」汝子孫何人ありやと問給ふに、蘇民將來答申し、己水女子と妻ありと申す。命詔曰く教給ふことあり、其の教ノ如くし給ひき。即ち於是大疫有りて蘇民と妻子とを除き皆悉く遣一殃亡云々(備後風土記)

右詔の由緒により当社祠官橋追若狭守藤原斯雅天下蒼生ノ爲人皇第百十八代光格天皇の天瑞二寅年正月十九日をトして疫神齋を創始す。爾來年々總角にて正月二十九日へ毎年大安日に當るゝを定日とて盛んに執行す。

ハ参考資料

### 八坂社縁起記由緒

(橋追社家蔵)

一 御鎮座地 大分県南海郡切翻村大字江良字祇園

一 御社名 一四二六

一 御社格 八坂神社と称ふ 往古は祇園宮又祇園社とも称ふ

一 御祭神 素盞鳴尊

世俗に、年貢の納めどきといふ言葉がある。惡事と勘きつづけた者が、遂に捕えられて法による斬罪に服すべき時が未だ。觀念すべきであると謂であらう。百姓の年貢の納め時は師走へ陰曆十二月である。その言葉が示す通り、まことに悲痛な、一年の劳苦の結果と云うべき米を、ヨソリと收奪される時である。金銭に交換以前成相に歸するよりも難役も、すべて米で納めなくてはならなかつたので、上公立民どもろでは少へ餘んどゴソリと上納が強いられていた。

### 研究

人皇第五十一代平城天皇の御宇、大同元年京都八坂神社の御分靈と御勅請申すと伝ふ  
佐伯藤主毛利察の尊崇勅く、年々奉拝せらる。(以上)

合祀 善隣神 荒佐古大神 富尾大神  
五十五神  
大市比賣命  
大年神  
宇賀之御魂神  
佐美良比賣命  
孤津比賣神  
大屋比古神  
復擊理比賣神

八幡絲見神  
大屋比賣神

大年神

宇賀之御魂神

孤津比賣神

大屋比古神

### 御年貢の上納 (三)

— 木水村大庄屋文書の周辺 (その上) —

会員 羽柴 柴 弘